

SEGES（シージェス）認定緑地「コクーンシティ」が市民緑地に 認定されました。

公益財団法人 都市緑化機構

2016年より SEGES 都市のオアシスにご参加いただいているコクーンシティ（片倉工業株式会社：埼玉県さいたま市）が、5月29日、さいたま市から、民間企業の施設として国内で初めて市民緑地の認定を受けました。

「市民緑地認定制度」とは、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度で、平成29年5月の都市緑地法等の改正により創出されました。

市民緑地に認定されると、土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が受けられます。

SEGES と「市民緑地認定制度」は、緑地による社会・環境貢献を評価するという点で親和性が高いことから、今後も SEGES 認定緑地が市民緑地として認定される事例が増えるものと見込まれます。

これからも、企業の皆様による質の高い緑地の創出・保全・運営等の取り組みを社会・環境機能の価値として広く社会に広められるよう、SEGES の運用に努めて参ります。

プレスリリース：“コクーンシティ”が市民緑地として認定 民間企業の施設として国内初

<http://www.katakura.co.jp/news/pdf/2018/p180604.pdf>

コクーンシティホームページ：

<https://www.cocoocity.jp/>

片倉工業株式会社ホームページ：

<http://www.katakura.co.jp/>

市民緑地認定制度（国土交通省ホームページより）：

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000069.html

お問い合わせ：公益財団法人 都市緑化機構 SEGES 事務局 菊池・柳本
電話：03-5216-8191 FAX：03-5216-7195 Email：midori.info@urbangreen.or.jp